

障害のある学生支援に関する基本方針

跡見学園女子大学(以下、「本学」という。)は、学ぶ意欲と能力を持つ障害のある学生を受け入れ、学長のリーダーシップのもとに教職員一同がすべての障害のある学生の修学のために必要かつ適切な合理的配慮を行い、継続的支援に努める。

(障害の定義)

1. この基本方針でいう「障害」とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、発達障害、精神障害、その他の心身の機能障害をいう。

(障害のある学生の定義)

2. 障害のある学生とは、心身に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、障害および社会的障壁(制度、慣行、観念、事物等)により継続的に日常生活または社会生活に相当の制限を受ける状態にあり、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められる者をいう。

(機会の確保)

3. 本学が学生に提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、合理的配慮を行う。

(教育方法等)

4. 本学教職員は、障害のある学生に対して、必要かつ適切な情報保障やコミュニケーション上の配慮、公平な試験・成績評価、および心理面・健康面における合理的配慮を行う。

(合理的配慮)

5. 前々項および前項でいう合理的配慮とは、障害のある学生が、他の学生と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、本学が必要かつ適切な変更・調整を行うことであり、本学において障害のある学生が教育を受ける場合に個別に必要とされるもので、かつ本学に対して、体制面・財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(支援の申し出)

6. 支援を受けることの希望は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害のある学生本人から申し出ることができる。支援の申し出先は、入試部入試課、学生サポートセンター学生支援室とする。

(調整の仕方)

7. 障害のある学生の支援における権利の主体が学生本人であることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行う。

(支援体制)

8. 障害のある学生に対して、専門知識・技能を持って対応できる支援体制を確保し、学内関係組織との連携を図る。また、学生・教職員に対し、障害のある学生の支援に関する理解促進・意識啓発を積極的に行う。

(支援の実施)

9. 障害のある学生の利用を想定して事前に環境整備を基礎として、障害のある学生に対し、その状況に応じて個別に必要かつ適切な合理的配慮を行う。障害の状況の変化等に応じて、提供する合理的配慮の見直しを適宜行う。

(情報公開)

10. 障害のある入学志願者や在学生に対する、大学全体としての受け入れ姿勢・修学に関する支援の方針を明確化し、広く社会に情報を公開する。

附則

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

新座キャンパス TEL 048-478-3408(直通)

〒352-8501
埼玉県新座市中野1-9-6



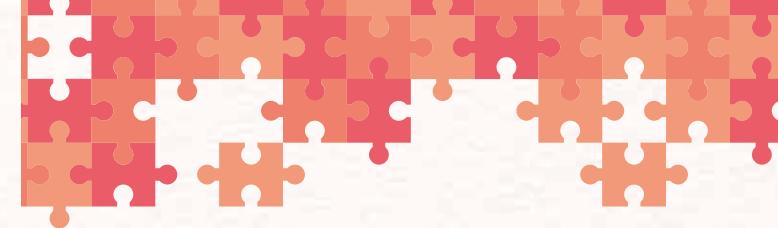
文京キャンパス TEL 03-3941-7420(直通)

〒112-8687
東京都文京区大塚1-5-2



web 版はこちら▶

✉ d-shien@atomi.ac.jp
🌐 跡見学園女子大学学生支援室



障害のある学生の修学支援のしおり

すべての学生に
教育を受ける権利が保障されるよう¹
障害のある学生への修学支援をおこないます。



跡見学園女子大学
学生サポートセンター
学生支援室



ATOMI
UNIVERSITY

障害のある学生への修学支援体制について

障害のある学生がキャンパスで生活するまでの不便や困難を軽減するため、大学内の連絡・調整を図るとともに、障害のある学生と障害のない学生が平等に参加し、共に学ぶ機会を確保するように努めます。



INFORMATION

サポートスタッフとして活動したい学生

学生支援室では、障害のある学生をサポートするスタッフを随時募集しています。サポートスタッフとして活動するには、登録が必要です。ノートテイク講習会をはじめ、各種講習会を開催しますので、未経験の方でも安心して活動できます。お気軽に学生支援室までお問い合わせください。

支援内容

具体的な支援については、本人との面談などに基づいてその内容を決定します。また、共通する支援として、授業担当教員への配慮依頼を行っています。



たとえば、こんな困りごとありませんか？

- 授業中突然指名されるとパニックになってしまう
- 周りが騒がしいと先生の声が聞き取れない
- 課題の締切りにいつも遅れてしまう
- 板書を写すのが苦手・・・etc.

障害の状況に応じて個別に対応いたします。

まずは、学生支援室へご相談ください。

具体的な支援内容を一緒に考えましょう。

支援開始までの流れ

相談



授業や学生生活への支援を希望する学生は、学生支援室へお問い合わせ、ご相談ください。



面談・支援申請



支援を希望する場合は、専門職員と必要な支援について面談後「修学・学生生活支援申込書」を提出して下さい。学生サポートセンターと関係の部局が必要な支援について協議します。



支援開始

※支援開始までに1ヶ月程度時間を要しますので支援を希望される方は早めにご相談下さい。

学生支援室

C OORDINATE

専門知識のあるコーディネーターが常駐し、支援が円滑に行われるよう学生や教職員との連携・コーディネートの役割を担います。

C OMMUNITY

学生の声をとりいれた支援を大切にし、障害の有無に関係なく共に学ぶコミュニティづくりをしています。

N ETWORK

支援ネットワークの事務局を担い、障害者支援に関わる啓発等を通じ、すべての学生・教職員が共に学び合うキャンパスを目指します。